

議案第 5 号

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例

川崎市特別職員給与条例（昭和 23 年川崎市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「1, 200, 000 円」を「1, 216, 000 円」に、
同条第 2 号中「950, 000 円」を「962, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長及び副市長の給料の額の改定を行うため、この条例を制定するものである。